

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組み方針について

大東京信用組合

「中小企業金融円滑化法」の期限到来後も、当組合の取組み方針は変わりません。

これからもお客様に対して、「貸付けの条件の変更等やそれと関連した円滑な資金供給（新規の信用供与も含む。）」のお申込み・ご相談等に迅速かつ適切にお応えすることができるよう、努めてまいります。

中小企業金融円滑化への取組み方針

当組合は、地元で健全な事業を営む中小事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していく、即ち、地元事業者の経営相談及び経営改善に関するきめ細やかな支援に取り組むことの重要性を認識し、お客様と目線を合わせ、「貸付けの条件の変更等やそれと関連した円滑な資金供給（新規の信用供与も含む。）」の申込みに対して、他の金融機関との連携を含め適切かつ積極的に取組んでまいります。

(1) 中小企業者のお客様

厳しい経営環境に直面し事業の業績の悪化により、資金繰りに支障を来し、これまでのご返済の継続にお困りの場合における貸付条件の変更等やそれと関連して地元での事業の継続・経営改善の意欲・改善の見通しの3つが期待される場合における円滑な資金供給（新規の信用供与も含む。）のお申込み・ご相談に応じます。

(2) 住宅ローンご利用のお客様

当組合の住宅資金をご利用いただいているお客様が、勤務先や事業等のご事情による収入減等の理由からご返済にお困りの場合における「貸付条件の変更等やそれと関連した円滑な資金供給（新規の信用供与も含む。）」のお申込み・ご相談に応じます。

なお、お客様の金融円滑化のご相談は、本店および最寄の営業店の窓口でお受けしています。

(本部) 専用フリーダイヤル ☎ 0120-020-838

(受付時間：当組営業日の9：00～17：00)